

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

広島市議会議長名

少人数教育の推進、計画的な教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制
度拡充に係る意見書案

学校現場では、いじめ・不登校等の深刻な問題を抱える児童生徒への対応や、障害のある児童生徒、外国人児童生徒など特別な配慮を要する児童生徒への対応等、解決すべき課題が山積しています。こうした複雑かつ多様な課題に対応するため、教職員は長時間勤務を余儀なくされています。

こうした中で、国は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、小学校における学級編制の標準を段階的に35人に引き下げ、令和7年度に小学校35人学級が完成しました。また、中学校においても学級編制の標準を令和10年度までに35人に引き下げることであります。

今後、さらに全てのこどもたちにきめ細かな教育が行き届く環境を充実するためには、義務教育における少人数学級を推進していく必要があります。あわせて、学校の働き方改革を進め、豊かなこどもの学びを保障するための環境を整えていく上で、国による自治体への財政措置等が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、こどもたちに豊かな教育を保障するため、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校の学級編制標準の全学年35人学級を確実に実施するとともに、さらに

義務教育における少人数学級を推進し30人学級を実現すること。

2 教育環境の改善に向け、計画的な教職員定数改善を図ること。

3 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国庫負担の割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。